

えっ?!

埼玉県内で 自転車に乗る人は、 保険に入らなくては いけないの?!



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

そうなんです。平成30年4月1日より、
自転車損害保険等への加入が義務となりました。

自転車事故の 高額賠償事例

(神戸地方裁判所、平成25年7月)



ここがポイント

- 1 相手の生命や身体の損害を補償する保険への加入が義務化
- 2 県内で自転車を利用する人が対象
- 3 「補償の上限金額」「示談交渉の有無」など保険内容の確認を

川口市の交通災害共済は対象ではありません!

川口市の交通災害共済は、交通事故にあわれ、自身が受傷した場合に、その傷害の程度に応じて見舞金を支給する制度です。

(※加入条件は川口市内に居住し、住民基本台帳に登録されていることです。)

▲裏面で、あなたの加入状況を確認しましょう!

平成30年
4月1日

川口市自転車の安全な利用の 促進に関する条例



自転車
利用者は

- ◆ 交通ルールなどの法令を遵守しましょう。
- ◆ 自転車の点検・整備を行いましょ。
- ◆ ヘルメットを着用しましょ。
- ◆ 反射材を活用し、夕方にもライトを点灯しましょ。
- ◆ 防犯登録を必ずし、施錠を徹底するなどの防犯対策を行いましょ。

詳しくは、川口市の
ホームページを
チェック!!